

台風第15号の被災に対する県等の対応状況【第8報】

下線部は第7報からの変更箇所

台風第15号による甚大な被害を受け、静岡県は、被災市町、国及び関係機関と連携し、緊急対応を実施している。概要は以下のとおり。

<概況>

(10月28日10時00分現在)

人的被害（人）			物的被害（棟）					
死亡	行方不明	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家
3		6	<u>8</u>	<u>2,027</u>	<u>3,174</u>	<u>5,580</u>	<u>4,283</u>	<u>19</u>
<u>計 5,209棟</u>						<u>計 9,863棟</u>		

※物的被害は、「全壊、半壊、一部損壊」と「床上浸水、床下浸水」に重複計上がある

<県等の対応>

1 支援制度の公表

【知事直轄組織・危機管理部】

- ・ 9月24日、台風第15号に対する情報を網羅的に掲載する特設サイトを県ホームページに掲載
- ・ 10月3日、被災者に対する県の支援制度一覧を県ホームページに掲載

2 被災市町への職員の応援派遣

【危機管理部、経営管理部、経済産業部、交通基盤部】

- ・ 市町からの要請を受け、県職員、市町職員を派遣
- ・ 新たに派遣の要請があった際は、追加の派遣を検討

○被災市町への職員の派遣状況（10月31日（月）時点）

派遣先	職種	支援内容	延べ人数※	派遣元	派遣期間 (予定を含む)
静岡県	土木	河川等公共土木施設の災害復旧に係る技術支援	<u>36人</u>	県	<u>10/5～12/2</u>
	農業土木	土地改良施設等に係る被害調査支援	<u>36人</u>	県	<u>10/11～10/21</u>
	農業	農作物等に係る被害調査支援	<u>10人</u>	県	<u>10/9～10/20</u>
	林業	森林土木施設の災害復旧に係る技術支援	<u>17人</u>	県	<u>10/17～11/9</u>
	行政	住家被害認定調査	<u>185人</u>	市町	<u>10/6～10/30</u>
	行政	被災者給付金事務	<u>43人</u>	市町	<u>10/6～11/25</u>
	行政	被災届出証明交付	<u>17人</u>	市町	<u>10/24～11/18</u>

<u>島田市</u>	<u>農業土木</u>	<u>農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務</u>	<u>17人</u>	<u>県</u>	<u>10/13～10/20</u>
<u>森町</u>	<u>農業土木</u>	<u>農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務</u>	<u>7人</u>	<u>県</u>	<u>10/24～10/30</u>
川根本町	土 木	河川等公共土木施設の災害復旧に係る技術支援	<u>36人</u>	県	10/5～12/2
	林 業	森林土木施設の災害復旧に係る技術支援	<u>29人</u>	県	10/11～11/2
	<u>農業土木</u>	<u>農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務</u>	<u>18人</u>	<u>県</u>	<u>10/13～11/21</u>
<u>合 計</u>			<u>451人（県206人、市町245人）</u>		

※「延べ人数」は、10月31日までの1日当たり派遣人数の合計

3 災害に伴う県税の期限延長・減免

【経営管理部】

災害により被害を受けられた方の県税について、期限延長・減免などの負担軽減措置の相談対応を実施中

4 住宅被害への支援

【危機管理部、くらし・環境部】

- ・罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査について、9月27日（火）に市町担当者向け説明会を開催し、調査の迅速化手法の紹介や、他市町からの応援派遣の希望確認、調査で生じた疑義への対応等を行った
- ・10月11日（火）、静岡市に対し被災者生活再建支援法の適用を決定した（9月23日（金）に遡及適用）
- ・県営住宅及び市町営住宅等（静岡市、掛川市、森町、牧之原市、川根本町）において被災者の一時受け入れを実施中
- ・被害住宅の応急修理の実施については、焼津市、藤枝市、磐田市、森町、浜松市、袋井市、静岡市、川根本町、掛川市、牧之原市で、住宅内の障害物の除去については、静岡市、磐田市、浜松市、森町で受付開始
- ・磐田市、浜松市、静岡市、袋井市、御前崎市、藤枝市において借り上げ型応急住宅の受付開始

5 建築関係手数料の減免

【くらし・環境部】

被害を受けた建築物の建替えや大規模修繕等を行う場合、県受付分について、建築確認や仮設建築物許可などの申請手数料の減免措置を実施

6 災害廃棄物処理

【くらし・環境部】

- ・9月26日から、浸水被害の大きかった8市町（静岡市、焼津市、島田市、藤枝市、浜松市、磐田市、袋井市、川根本町）について、環境省と合同で仮置場の設置等に関する助言を実施

- ・廃棄物量の多い静岡市について、環境省と合同で、市の対策検討への助言、県内外の自治体からの応援派遣について、支援を実施
→ 10月22日で終了
- 7 災害発生土砂の広域処分の支援 【くらし・環境部、交通基盤部】
- ・災害発生土砂を広域処分するため、建設残土の受入れ余力があり、一時仮置きが可能な用地のある最終処分場と調整を行い、静岡市を支援
 - ・静岡市からの要請に基づき、災害発生土砂の一時仮置き場として清水港新興津地区の提供および中部電力(株)の全面的な協力のもと、同港貝島地区の私有地の使用について支援を実施
- 8 多言語支援の実施 【くらし・環境部】
- ・外国人住民に災害支援等に関する情報が周知されるよう、市町から依頼を受け多言語翻訳を支援
 - ・県ホームページに、県・市町の外国語で対応する相談窓口を掲載
- 9 私立高等学校等授業料減免（家計急変）補助金
静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)助成 【スポーツ・文化観光部】
- ・失職又は収入の減少等により保護者の年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少すると見込まれる者を対象に授業料等の支援措置を実施
- 10 令和4年台風第15号災害静岡県義援金の募集 【健康福祉部】
- ・9月28日から12月28日まで県義援金を受付中
 - ・県義援金、社会福祉法人静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部で集められた義援金を集約し、被災状況に応じて市町を通じて被災者に配布
- 11 静岡県災害ボランティア本部・情報センターとの協働 【健康福祉部】
- ・県、県社協、県ボランティア協会、市町社協による情報共有会議の開催
 - ・磐田市社会福祉協議会等に支援のため、県社協職員を派遣
 - ・NPO法人との情報共有会議の開催
 - ・Facebookによる被災地及び災害ボランティアセンターに関する情報発信
- 12 農地森林・農業用施設等の災害復旧 【経済産業部】
- ・農地、農業用施設、林地、林道、木材加工施設等被災箇所のうち緊急性の高い箇所から順次調査のうえ、対応中
 - ・市町に対して、応急対策等災害対応について技術支援を実施中、現状把握及び災害被害額の算定を支援

- ・ 災害復旧事業の査定申請に向けた部内の体制を構築中
- 13 県制度融資「中小企業災害対策資金」の発動 **【経済産業部】**
- ・ 台風第15号により直接被害、間接被害を受けた中小企業者に県制度融資による低利融資を9月27日から発動
 - ・ 中小企業者に対する円滑な資金供給を行うことで災害の影響を受けた中小企業者の事業継続を支援
- 14 県制度融資「静岡県農林水産業災害対策資金」の発動 **【経済産業部】**
- ・ 県制度融資「農林水産業災害対策資金」を9月27日から発動し、被害を受けた農林水産業者に対し緊急的な金融支援を実施
- 15 公共土木施設の災害復旧 **【交通基盤部】**
- ・ 県が管理する道路や河川等被災箇所のうち、県民生活に影響の大きな箇所の応急工事を順次実施中
 - ・ 市町に対して、応急対策等災害対応について技術支援を実施中、災害査定支援も今後実施
- 16 給水支援の実施 **【企業局】**
- ・ 9月25日から、県の「ふじさん工業用水道」の工業用水を、静岡市水道局（谷津浄水場）に接続し、約1万トン/日を供給
→ 10月3日で供給終了
 - ・ 9月26日から、企業局東部事務所上原配水池で、工業用水（飲用不可）を住民に個別提供 → 10月3日で提供終了
 - ・ 9月27日から、企業局東部事務所富士川浄水場で、工業用水（飲用不可）を住民に個別提供 → 9月30日で提供終了
 - ・ 10月1日午前9時から、磐田市平松地区自治会に対し、天竜川下流用水を道路・宅地の洗浄用水として通水し、提供開始
→ 10月11日で提供終了
- 17 静岡県高等学校等に通う生徒の修学支援等 **【教育委員会】**
- ・ 保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少すると見込まれる者を対象に「奨学給付金（家計急変）」を給付
 - ・ 保護者の失職又は収入の減少等により経済的に修学が困難と認められる高校生を対象に「教育奨学金」の貸与を実施
 - ・ 保護者の失職又は収入の減少等により生活保護を受けている者と同程度に困窮している者又は住居が被害を受けた者を対象に授業料の減免を実施

18 被災地における救助活動

【警察本部】

- ・ 23日深夜から浜松市天竜区、磐田市、掛川市等における救助活動を実施
- ・ 24日未明からは静岡市清水区の冠水現場における救助活動を実施
- ・ 24日から川根本町の行方不明者事案に対し機動隊員を派遣して、島田警察署と共同して捜索を実施。地元業者の協力を得て、4日に要救助者を収容